

京都府労働委員会の命令に対する一部取消を求める訴えの提起について（補足資料）

1 事案概要

全国福祉保育労働組合京都地方本部等（以下「申立人ら」という。）から、本市に対して行われた、児童館・学童保育所に勤務する職員の賃金体系の見直し等の団体交渉の申入れ（以下「本件申入れ」という。）に対して、本市は当該職員と雇用契約関係になく、団体交渉を受ける立場にないため、本件申入れに応じなかったところ、申立人らから京都府労働委員会に救済申立てが行われ、今般、京都府労働委員会から命令書が交付されたもの。

2 申立人

全国福祉保育労働組合京都地方本部
全国福祉保育労働組合京都地方本部学童保育・児童館支部
全国福祉保育労働組合京都地方本部京都市学童保育所管理委員会協議会

3 申立人の請求内容

- ・被申立人（本市）は、団体交渉の申入れに誠意をもって応じること
- ・被申立人（本市）が団体交渉の申入れを拒否したことについて、陳謝等する旨の文書の掲示

4 経過

令和2年 7月 6日 申立人らが、本市に対し、指定管理又は委託により学童保育事業等を実施している団体に雇用されて当該事業に従事している職員の賃金体系の見直しの協議等を求める団体交渉の申入れ

7月10日 本市は、指定管理又は委託により学童保育事業等を実施している団体に雇用されて当該事業に従事している職員とは雇用契約関係にないとして、本件申入れに応じない旨を回答（以下「本件対応」という。）

12月23日 本件対応は不当労働行為に該当するとして、申立人らが、京都府労働委員会に対し救済の申立て

（この間、調査、審問が行われる）

令和4年 6月 1日 京都府労働委員会から、命令書の交付

5 京都府労働委員会の命令内容

- (1) 申立人らが令和2年7月6日付けで申し入れた団体交渉に関し、京都市学童保育所管理委員会（以下「管理委員会」という。）の職員である申立人らの組合員に係る賃金体系の見直し等について、申立人らとの団体交渉に応じなければならない（下記6(2)及び(3)）。
- (2) 申立人らのその余の申立てを棄却する（下記6(1)）。

6 京都府労働委員会の判断

本件命令は、以下の理由により判断されている。

- (1) 本市は、児童館等に勤務する組合員全体については、基本給及び諸手当（以下「基本給等」という。）について現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあったと認めることはできず、使用者に当たるとはいえない。
- (2) ただし、管理委員会に関しては、平成元年9月、職員の基本給等について、本市が団体交渉に応じる旨を回答している（※1）。
- (3) その後、独立性の疑義は解消されたものの、管理委員会における基本給等は、京都市児童館職員処遇実施要綱及び京都市学童保育所職員処遇実施要綱（以下、両要綱を「旧要綱」という。）により自動的に定められるという構造にある。
本市は、管理委員会が自らは判断せずに旧要綱どおり支給するとする管理委員会の運営の在り方そのものを容認し、本市が管理委員会に代わって自ら申立人らとの間で基本給等に関する団体交渉（※2）を行い、具体的な額について決定してきている。
- (4) 以上により、旧要綱に規定する基本給等の限りにおいて、現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にあるといえ、労組法上の使用者に当たると判断される。

（※は本市の認識）

- ※1 本市としては、当時、「管理委員会事務所所在地が本市庁舎内にあったこと」、「管理委員会の委員に本市関係部署職員が充てられていたこと」、「管理委員会の事務局職員に本市職員の兼職がかかっていたこと」から、管理委員会の本市からの独立性に疑義があったことから応じたもの。これらについては、遅くとも平成21年4月以降は、廃止・解消されていると認識している。
- ※2 本市としては、労組法上の団体交渉ではない、申立人らとの本市の学童保育事業に係る協議と認識している。

（参考）指定管理又は委託により学童保育事業等を実施している団体は計56団体（令和3年2月時点）。そのうち、組合員が所属する団体は5団体（管理委員会+その他4団体）

7 本市の今後の対応

上記5(1)の命令に対し、管理委員会の職員の基本給等に関する事項について本市が使用者として団体交渉に応じるという点については容認できないことから、京都地方裁判所へ処分の取消しの訴えを提起する。

（参考）京都地方裁判所への提訴期限

本市：7月1日、申立人：12月1日